

主な関係法令等の規定

1 全国新幹線鉄道整備法（全幹法）、全国新幹線鉄道整備法施行令（以下「全幹
法施行令」という。）及び全国新幹線鉄道整備法施行規則（以下「全幹法施行規
5 則」という。）

(1) 全幹法 1 条は、この法律は、高速輸送体系の形成が国土の総合的かつ普遍的
開発に果たす役割の重要性に鑑み、新幹線鉄道による全国的な鉄道網の整備を
図り、もって国民経済の発展及び国民生活領域の拡大並びに地域の振興に資す
ることを目的とする旨を規定している。

10 (2) 全幹法 2 条は、この法律において「新幹線鉄道」とは、「その主たる区間を
列車が 200 キロメートル毎時以上の高速度で走行できる幹線鉄道」をいう旨
を規定している。

(3) 全幹法 3 条は、新幹線鉄道の路線は、全国的な幹線鉄道網を形成するに足る
ものであるとともに、全国の中核都市を有機的かつ効率的に連結するものであ
15 って、全幹法 1 条の目的を達成し得るものとする旨を規定している。

(4) 全幹法 4 条 1 項は、国交大臣は、鉄道輸送の需要の動向、国土開発の重点的
な方向その他新幹線鉄道の効果的な整備を図るため必要な事項を考慮し、政令
で定めるところにより、建設を開始すべき新幹線鉄道の路線（以下「建設線」
という。）を定める基本計画（以下「基本計画」という。）を決定しなければな
20 らない旨を規定している。

これを受けて、全幹法施行令 1 条は、全幹法 4 条 1 項の基本計画には、同項
の建設線の路線名、起点、終点及び主要な経過地を定めなければならない旨を
規定している。

また、全幹法施行令 2 条は、国交大臣は、全幹法 4 条 1 項の規定により基本
25 計画を決定しようとする場合においては、次に掲げる事項に関する調査の結果
に基づいてしなければならないとした上で、①全幹法施行令 2 条 1 号において、

「新幹線鉄道の輸送需要量の見通し」を掲げ、②同条2号において、「新幹線鉄道の整備による所要輸送時間の短縮及び輸送力の増加をもたらす経済的効果」を掲げ、③同条3号において、「新幹線鉄道の収支の見通し及び新幹線鉄道の整備が他の鉄道の収支に及ぼす影響」を掲げている。

5 (5) 全幹法5条1項は、国交大臣は、全幹法4条の規定により基本計画を決定したときは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）その他の法人であって国交大臣の指名するものに対し、建設線の建設に関し必要な調査を行うべきことを指示することができる旨を規定している。なお、平成14年法律第180号による改正前の全幹法5条1項は、
10 当該指示の対象となる法人について、日本鉄道建設公団（以下「鉄建公団」という。）その他の法人であって国交大臣の指名するものと規定していた。

(6)ア 全幹法6条1項は、国交大臣は、建設線について、その営業を行う法人（以下「営業主体」という。）及びその建設を行う法人（以下「建設主体」という。）を指名することができる旨を規定している。

15 イ 全幹法6条6項は、同条1項の規定により営業主体又は建設主体として指名しようとする法人は、その営業又は建設を自ら適確に遂行するに足る能力を有すると認められるものでなければならない旨を規定している。

(7) 全幹法7条1項は、国交大臣は、全幹法5条1項の調査の結果に基づき、政令で定めるところにより、基本計画で定められた建設線の建設に関する整備計画（以下「整備計画」という。）を決定しなければならない旨を規定している。
20

これを受けて、全幹法施行令3条1項は、全幹法7条1項の整備計画には、全幹法4条1項の建設線ごとに次に掲げる事項を定めなければならないとした上で、①全幹法施行令3条1項1号において、「走行方式」を掲げ、②同項2号において、「最高設計速度」を掲げ、③同項3号において、「建設に要する費用の概算額」を掲げ、④同項4号において、「その他必要な事項」を掲げている。
25

(8) 全幹法 8 条は、国交大臣は、全幹法 7 条の規定により整備計画を決定したときは、建設主体に対し、整備計画に基づいて当該建設線の建設を行うべきことを指示しなければならない旨を規定している。

(9)ア 全幹法 9 条 1 項は、建設主体は、全幹法 8 条の規定による指示により建設線の建設を行おうとするときは、整備計画に基づいて、路線名、工事の区間、工事方法その他国土交通省令で定める事項を記載した建設線の工事实施計画を作成し、国交大臣の認可（9 条認可）を受けなければならない旨を規定している。

これを受けて、全幹法施行規則 2 条 1 項は、全幹法 9 条 1 項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとするとした上で、①全幹法施行規則 2 条 1 項 1 号において、「路線名」を掲げ、②同項 2 号において、「工事の区間」を掲げ、③同項 3 号において、「線路の位置（縮尺 20 万分の 1 の平面図及び縮尺横 20 万分の 1、縦 4000 分の 1 の縦断面図をもって表示すること。）」を掲げ、④同項 4 号において、「線路延長」を掲げ、⑤同項 5 号において、「駐車場の位置」を掲げ、⑥同項 6 号において、「車庫施設及び検査修繕施設の位置」を掲げ、⑦同項 7 号において、「工事方法」として、「最小曲線半径」（同号イ）、「最急勾配」（同号ロ）、「軌道の中心間隔」（同号ハ）、「軌条の種類」（同号ニ）、「枕木の種類及び間隔」（同号ホ）、「道床の構造」（同号ヘ）、「施工基面の幅」（同号ト）、「軌道及び橋梁^{りょう}の負担力」（同号チ）、「停車場における本線路の有効長」（同号リ）、「列車の制御方式」（同号ヌ）、「通信設備の概要」（同号ル）、「電車線の電気方式」（同号ヲ）、「電車線の吊架方式、種類及び太さ」（同号ワ）、「饋電線、送電線及び配電線（低圧のものを除く。）の架設方式、種類及び太さ」（同号カ）、「発電所及び変電所の概要」（同号ヨ）、「建設工事に伴う人に対する危害の防止方法」（同号タ）及び「その他工事の実施に関し必要な事項」（同号レ）を掲げ、⑧同項 8 号において、「工事

予算（第1号様式）」を掲げ、⑨同項9号において、「工事の着手及び完了の予定時期」を掲げている。

イ 全幹法9条2項は、同条1項の工事实施計画には、線路の位置を表示する図面その他国土交通省令で定める書類を添附しなければならない旨を規定している。

これを受けて、全幹法施行規則2条2項は、全幹法9条2項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとするとした上で、①全幹法施行規則2条2項1号において、「線路平面図（縮尺5万分の1のもの）」を掲げ、②同項2号において、「線路縦断面図（縮尺横2万5000分の1、縦2000分の1のもの）」を掲げ、③同項3号において、「停車場平面図（縮尺2500分の1のもの）」を掲げ、④同項4号において、「停車場設備表（第2号様式）」を掲げ、⑤同項5号において、「車庫施設及び検査修繕施設の概要を示す表（第3号様式）」を掲げ、⑥同項6号において、「橋梁、^{すい}隧道その他の主要な建造物の概要を示す表」を掲げ、⑦同項7号において、「連動図表」を掲げ、⑧同項8号において、「通信回線図」を掲げ、⑨同項9号において、「電車線路標準装柱図」を掲げ、⑩同項10号において、「饋電系統図、送電系統図及び配電系統図（低圧のものを除く。）」を掲げ、⑪同項11号において、「変電所単線結線図」を掲げ、⑫同項12号において、「運転保安設備の概要を示す書類」を掲げ、⑬同項13号において、「車両の概要を示す書類」を掲げ、⑭同項14号において、「予定運行図表」を掲げ、⑮同項15号において、「特殊な設計がある場合には、その概要を示す書類」を掲げ、⑯同項16号において、「建設工事の工程表」を掲げている。

(10) 全幹法10条1項は、国交大臣は、9条認可に係る新幹線鉄道の建設に要する土地で政令で定めるものについて、当該新幹線鉄道の建設を円滑に遂行させるため全幹法11条1項に規定する行為の制限が必要であると認めるときは、区域を定め、当該区域を行為制限区域として指定することができる旨を規定し

ている。

(11)ア 全幹法 11 条 1 項は、全幹法 10 条 1 項の規定により指定された行為制限区域内においては、何人も、土地の形質を変更し、又は工作物を新設し、改築し、若しくは増築してはならない旨を規定している。

5 イ 全幹法 11 条 2 項は、同条 1 項の規定による行為の制限により損失を受ける者がある場合においては、建設主体は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない旨を規定している。

ウ 全幹法 11 条 3 項は、同条 2 項の規定による損失の補償については、建設主体と損失を受けた者とが協議しなければならない旨を規定している。

10 エ 全幹法 11 条 4 項は、同条 3 項の規定による協議が成立しないときは、建設主体又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法 9 4 条の規定による裁決を申請することができる旨を規定している。

(12)ア 全幹法 14 条 1 項は、営業主体と建設主体が同一の法人である場合において建設主体に対する全幹法 8 条の規定による建設の指示が行われたときは、
15 当該指示に係る建設線の区間について、当該法人は、鉄道事業法（以下「事業法」という。） 3 条 1 項の規定による第一種鉄道事業の許可を受けたものとみなす旨を規定している。

イ 全幹法 14 条 3 項は、同条 1 項又は 2 項の規定により営業主体又は建設主体が受けたものとみなされた鉄道事業の許可が事業法 30 条の規定により取り消されることとなったときは、当該営業主体又は建設主体に係る全幹法 6
20 条 1 項の規定による指名は、そのときにおいてその効力を失う旨を規定している。

ウ 全幹法 14 条 5 項は、建設線の建設については、事業法 7 条から 9 条までの規定は、適用しない旨を規定している。

25 エ 全幹法 14 条 6 項は、建設線については、事業法 10 条 1 項中「工事の施行の認可の際国土交通大臣の指定する工事の完成の期限までに、鉄道施設の

工事を完成し、かつ」とあるのは「鉄道施設の工事が完成したときは」と、同条2項中「工事計画」とあるのは「全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第9条第1項の認可を受けた工事实施計画」とする旨を規定している。

5 (13) 全幹法24条は、この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、国土交通省令で定める旨を規定している。

(14) 全幹法25条は、全幹法9条1項の規定に違反して建設線の建設を行い、又は工事实施計画を変更した者は、100万円以下の罰金に処する旨を規定している。

10 2 鉄道事業法（事業法）及び鉄道事業法施行規則（以下「事業法施行規則」という。）

(1) 事業法3条1項は、鉄道事業を經營しようとする者は、国交大臣の許可を受けなければならない旨を規定している。

15 (2) 事業法4条1項は、鉄道事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国交大臣に提出しなければならないとした上で、同項6号において、「鉄道事業の種別ごとに、国土交通省令で定める鉄道の種類、施設の概要、計画供給輸送力その他の国土交通省令で定める事業の基本となる事項に関する計画（以下「事業基本計画」という。）」を掲げている。

20 これを受けて、事業法施行規則4条は、事業法4条1項6号の国土交通省令で定める鉄道の種類は、次のとおりとするとした上で、事業法施行規則4条7号において、「浮上式鉄道」を掲げている。

(3) 事業法5条1項は、国交大臣は、鉄道事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならないとした上で、
25 ①同条1号において、「その事業の計画が經營上適切なものであること」を掲げ、②同条2号において、「その事業の計画が輸送の安全上適切なものであること」を掲げ、③同条3号において、「前2号に掲げるもののほか、その事業

の遂行上適切な計画を有するものであること」を掲げ、④同条4号において、「その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること」を掲げている。

5 (4)ア 事業法8条1項は、鉄道事業者は、国土交通省令で定めるところにより、
鉄道線路、停車場その他の国土交通省令で定める鉄道事業の用に供する施設
(以下「鉄道施設」という。)について工事計画を定め、許可の際国交大臣
の指定する期限までに、工事の施行の認可を申請しなければならない旨を規
定している。

10 なお、事業法施行規則10条2項は、同条1項の申請書には、次に掲げる
書類及び図面を添付しなければならないとした上で、①同条2項1号におい
て、事業法施行規則別表第1の第1欄に掲げる鉄道施設の種類ごとに、それ
ぞれ同表の第3欄に掲げる書類及び図面とする旨を規定し、②同項2号にお
いて、鉄道線路に係る工事を施行しようとする場合には、線路実測図及び当
該鉄道線路に係る地質の概要図とする旨を規定している。

15 また、事業法施行規則11条2項は、事業法8条1項の工事計画には、事
業法施行規則別表第1の第1欄に掲げる鉄道施設の種類ごとに、それぞれ同
表の第2欄に掲げる事項を記載しなければならない旨を規定している。

20 そして、事業法施行規則12条1号は、事業法施行規則10条2項2号の
線路実測図のうち、平面図については、その縮尺を2500分の1以上とし、
停車場の位置及び名称等の事項を記載しなければならないし、停車場、車庫
及び車両検査修繕施設に係る箇所は、縮尺500分の1以上の図面を別に添
付しなければならない旨を規定している。

25 イ 事業法8条2項は、国交大臣は、工事計画が事業基本計画及び鉄道営業法
(以下「営業法」という。)1条の国土交通省令で定める規程に適合すると
認めるときは、事業法8条1項の認可をしなければならない旨を規定してい
る。

(5)ア 事業法10条1項は、鉄道事業者は、工事の施行の認可の際国交大臣の指定する工事の完成の期限までに、鉄道施設の工事を完成し、かつ、国土交通省令で定めるところにより国交大臣の検査を申請しなければならない旨を規定している。

5 イ 事業法10条2項は、国交大臣は、同条1項の検査の結果、当該鉄道施設が、工事計画に合致し、かつ、営業法1条の国土交通省令で定める規程に適合すると認めるときは、これを合格としなければならない旨を規定している。

3 鉄道営業法（営業法）及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令（以下「技術基準省令」という。）等

10 (1) 営業法1条は、鉄道の建設等について、国土交通省令で定める規程によるべき旨を規定している。

これを受けて、技術基準省令（乙45）、施設及び車両の定期検査に関する告示（乙46。以下「定期点検告示」という。）及び特殊鉄道に関する技術上の基準を定める告示（乙47。以下「特殊鉄道技術基準告示」という。また、
15 技術基準省令及び定期点検告示と併せて「技術基準省令等」という。）が制定されるとともに、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準について」（平成14年3月8日国鉄技第157号。乙48、51、52。以下「解釈基準通達」という。）が発出されたほか、国土交通省鉄道局の監修した
「解説 鉄道に関する技術基準」（乙49、91。「技術基準解説」という。）
20 が刊行されている。

(2) 技術基準省令は、鉄道の輸送の用に供する施設及び車両の構造及び取扱いについて、必要な技術上の基準を定めることにより、安全な輸送及び安定的な輸送の確保を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とするものであり（1条）、危険の防止（5条）、著しい騒音の防止（6条）、線路線形（1
3条）、曲線半径（14条）、勾配（18条）、建築限界（20条）、施工基
25 面の幅（21条）、軌道中心間隔（22条）、構造物（24条）、著しい騒音

を軽減するための設備（２５条）、避難用設備等（３２条）、駐車場の配線（３４条）、電車線路等の施設等（４１条）、送電線路及び配電線路の施設（４６条）、雷害等を防止する装置等（４７条）、変電所等の施設等（４９条）、電磁誘導作用による人の健康に及ぼす影響の防止（５１条の２）、電路等の絶縁（５２条）、電気設備の接地（５３条）、閉そくを確保する装置等（５４条）、信号相互間等を連鎖させる装置等（５６条）、列車等を検知する装置（５９条）、保安通信設備（６０条）、障害発生時の安全確保（６３条）等について、必要な技術上の基準を定めている。

(3) 特殊鉄道技術基準告示は、技術基準省令１２０条１項に規定する鉄道（懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他特殊な構造を有する鉄道）の施設及び車両の構造及び取扱いについて規定したものであり、その６条３項以下において、超電導磁気浮上式鉄道に関する技術上の基準を定めている。

また、特殊鉄道技術基準告示に係る解釈基準通達は、その６条２項の(4)において、「施設及び車両は、次の基準に適合するものであること。」とした上で、
「①施設及び車両は、き電線（動力発生装置の地上設備に供給する電気の周波数を変換する機器を備えた変電所及び当該変電所と動力発生装置の地上設備との間に施設される開閉所（以下「特定変電所等」という。）に施設されるものは除く。）、超電導磁石、浮上コイル、推進コイル、給電レール及び非接触集電地上設備並びに特定変電所等のそれぞれから発生する磁界を③の測定方法により求めた磁束密度の測定値（交流磁界にあつては実効値）が、国際非電離放射線防護委員会の「時間変化する電界及び磁界へのばく露制限に関するガイドライン（２０１０）」の公衆ばく露に対する参考レベル及び「静磁界の曝露限度値に関するガイドライン（２００９）」の一般公衆曝露の曝露限度値以下となるように施設すること。」を掲げ（以下、国際非電離放射線防護委員会を「ICNIRP」という。また、前者の変動磁界（磁界の強度が周期的に変動する

磁界のこと。以下同じ。)に関するガイドラインを「ICNIRPガイドライン(変動磁界)」といい、後者の静磁界(時間的な変動がない磁界のこと。以下同じ。)に関するガイドラインを「ICNIRPガイドライン(静磁界)」という。)、 「②測定装置は、JIS C 1910(2004)「人体ばく露を考慮した低周波磁界及び電界の測定—測定器の特別要求事項及び測定の手引き」に適合する3軸のものであること。」を掲げ、 「③測定方法は、IEC 62110(2009)及びIEC/TS 62597(2011)に適合するものであること。」を掲げている(乙52)。

4 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(以下「鉄道・運輸機構法」という。)

(1) 鉄道・運輸機構法13条1項(この規定は、平成27年法律第28号による改正前の鉄道・運輸機構法12条1項の規定に相当するものである。以下同じ。)は、鉄道・運輸機構は、鉄道・運輸機構法3条の目的を達成するため、次の業務を行うとした上で、同項1号において、「新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設を行うこと」を掲げている。

(2) 鉄道・運輸機構法13条4項(この規定は、平成27年法律第28号による改正前の鉄道・運輸機構法12条3項又は平成30年法律第40号による改正前の鉄道・運輸機構法13条3項の規定に相当するものである。以下同じ。)は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができるとした上で、同項2号において、「鉄道に関する工事並びに調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと」を掲げている。

5 環境基本法

(1) 環境基本法1条は、この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化

的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする旨を規定している。

(2) 環境基本法 2 条 3 項は、この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、

人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう旨を規定している。

(3) 環境基本法 3 条は、環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそ

れが生じてきていることに鑑み、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない旨を規定している。

(4) 環境基本法 1 4 条は、この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならないとした上で、①同条 1 号において、「人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること」を掲げ、②同条 2 号において、「生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること」を掲げ、③同条 3 号において、「人と自然との豊かな触れ合いが保たれること」を掲げている。

(5)ア 環境基本法 1 6 条 1 項は、政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする

旨を規定している。

イ 環境基本法 16 条 4 項は、政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、同条 1 項の基準が確保されるように努めなければならない旨を規定している。

5 (6) 環境基本法 20 条は、国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする旨を規定している。

10 (7) 環境基本法 21 条 1 項は、国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならないとした上で、同項 1 号において、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置」を掲げている。

15 6 環境影響評価法（以下「評価法」という。）及び環境影響評価法施行令（以下「評価法施行令」という。）

(1) 評価法 1 条は、この法律は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることに鑑み、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的

な生活の確保に資することを目的とする旨を規定している。

(2)ア 評価法 2 条 1 項は、この法律において「環境影響評価」とは、事業の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう旨を規定している。

イ 評価法 2 条 2 項は、この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であって、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう旨を規定しているところ、①同項 1 号は、次に掲げる事業の種類いずれかに該当する事業であることとした上で、同号ハにおいて、事業法による鉄道及び軌道法による軌道の建設及び改良の事業を掲げ、また、②同項 2 号は、次のいずれかに該当する事業であることとした上で、同号イにおいて、法律の規定であって政令で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は届出が必要とされる事業を掲げている。

これを受けて、評価法施行令 1 条は、評価法 2 条 2 項の政令で定める事業は、評価法施行令別表第 1 の第 1 欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第 2 欄に掲げる要件に該当する事業とする旨を規定し、また、評価法施行令 3 条は、評価法 2 条 2 項 2 号イの法律の規定であって政令で定めるものは、同表の第 1 欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第 4 欄に掲げるとおりとする旨を規定している。そして、同表の 3 の項のイは、①同表の第 1 欄において、評価法 2 条 2 項 1 号ハに掲げる事業の種類を掲げ、②同表の第 2 欄において、全幹法 4 条 1 項に規定する建設線の建設の事業を掲げ、③同表

の第4欄において、全幹法9条1項の規定を掲げている。

ウ 評価法2条3項は、この法律において「第二種事業」とは、同条2項各号に掲げる要件を満たしている事業であって、第一種事業に準ずる規模を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定を評価法4条1項各号に定める者が同条の規定により行う必要があるものとして政令で定めるものをいう旨を掲げている。

これを受けて、評価法施行令7条（なお、当該規定は、平成23年政令第316号による改正前の評価法施行令6条の規定に相当するものである。以下同じ。）は、評価法2条3項の政令で定める事業は、評価法施行令別表第1の第1欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第3欄に掲げる要件に該当する事業とする旨を規定している。

エ 評価法2条4項は、この法律において「対象事業」とは、第一種事業又は評価法4条3項1号の措置がとられた第二種事業をいう旨を規定している。

オ 評価法2条5項は、この法律において「事業者」とは、「対象事業を実施しようとする者」をいう旨を規定している。

(3) 評価法3条は、国、地方公共団体、事業者及び国民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この法律の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない旨を規定している。

(4)ア 評価法3条の2第1項は、第一種事業を実施しようとする者は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の評価法2条2項1号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定める事項を決定するに当たっては、同号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、1又は2以上の当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る

環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）
についての検討を行わなければならない旨を規定している。なお、評価法 3
条の 2 から 3 条の 7 までの規定は、平成 23 年法律第 27 号による改正で追
加されたものであるところ、同法附則 5 条は、当該改正後の評価法 3 条の 2
5 から 3 条の 7 までの規定は、その施行日前に環境影響評価方法書（以下「方
法書」という。）を公告した事業については、適用しない旨を規定している。

イ 評価法 3 条の 2 第 3 項は、同条 1 項の主務省令（事業が実施されるべき区
域その他の事項を定める主務省令を除く。）は、計画段階配慮事項について
の検討を適切に行うために必要であると認められる計画段階配慮事項の選定
10 並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針
につき主務大臣が環境大臣に協議して定めるものとする旨を規定している。

(5) 評価法 3 条の 3 第 1 項は、第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配
慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画
段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならないとした
15 上で、①同項 1 号において、「第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住
所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」を
掲げ、②同項 2 号において、「第一種事業の目的及び内容」を掲げ、③同項 3
号において、「事業実施想定区域及びその周囲の概況」を掲げ、④同項 4 号に
おいて、「計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめた
20 もの」を掲げ、⑤同項 5 号において、「その他環境省令で定める事項」を掲げ
ている。

(6)ア 評価法 3 条の 4 第 1 項は、第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を
作成したときは、速やかに、環境省令で定めるところにより、これを主務大
臣に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなけれ
25 ばならない旨を規定している。

イ 評価法 3 条の 4 第 2 項は、主務大臣は、配慮書の送付を受けた後、速やか

に、環境大臣に当該配慮書の写しを送付して意見を求めなければならない旨を規定している。

5 (7) 評価法3条の5は、環境大臣は、評価法3条の4第2項の規定により意見を求められたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、主務大臣に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる旨を規定している。

10 (8) 評価法3条の6は、主務大臣は、評価法3条の4第1項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができるとした上で、この場合において、評価法3条の5の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない旨を規定している。

15 (9)ア 評価法3条の7第1項は、第一種事業を実施しようとする者は、評価法2条2項1号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない旨を規定している。

20 イ 評価法3条の7第2項は、同条1項の主務省令は、計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針につき主務大臣が環境大臣に協議して定めるものとする旨を規定している。

25 (10) 評価法5条1項は、事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、評価法2条2項1号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した方法書を作成しなければならないとした上で、①評価法5条1項1号において、「事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者

の氏名及び主たる事務所の所在地)」を掲げ、②同項2号において、「対象事業の目的及び内容」を掲げ、③同項3号において、「対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況」を掲げ、④同項7号（なお、当該規定は、平成23年法律第27号による改正前の同項4号の規定に相当するものである。以下同じ。）において、「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目）」を掲げている。なお、当該規定は、平成23年法律第27号による改正がされているが、当該改正の前後を通じて、以上で述べたところに実質的な差異はない。

10 (11)ア 評価法6条1項は、事業者は、方法書を作成したときは、評価法2条2項1号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対し、方法書を送付しなければならない旨を規定している。なお、当該規定は、平成2
15 3年法律第27号による改正がされているが、当該改正の前後を通じて、以上で述べたところに実質的な差異はない。

イ 評価法6条2項は、同条1項の主務省令は、同項に規定する地域が対象事業に係る環境影響評価につき環境の保全の見地からの意見を求める上で適切な範囲のものとなることを確保するため、その基準となるべき事項につき主
20 務大臣が環境大臣に協議して定めるものとする旨を規定している。

(12) 評価法7条は、事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、方法書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、方法書を評価法6条1項
25 に規定する地域内において縦覧に供しなければならない旨を規定している。なお、当該規定は、平成23年法律第27号による改正がされているが、当該改

正の前後を通じて、以上で述べたところに実質的な差異はない。

5 (13) 評価法 7 条の 2 第 1 項は、事業者は、環境省令で定めるところにより評価法 7 条の縦覧期間内に、評価法 6 条 1 項に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催し
なければならぬ旨を規定している。なお、この規定は、平成 23 年法律第 2
7 号による改正で追加されたものであるところ、同法附則 3 条は、当該改正後
の評価法 7 条の 2 の規定は、その施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書
等について適用する旨を規定している。

10 (14) 評価法 8 条 1 項は、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者
は、評価法 7 条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して
2 週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを
述べることができる旨を規定している。なお、当該規定は、平成 23 年法律第
2 7 号による改正がされているが、当該改正の前後を通じて、以上で述べたと
ころに実質的な差異はない。

15 (15) 評価法 10 条 1 項は、評価法 9 条に規定する都道府県知事は、同条の書類の
送付を受けたときは、政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について
環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする旨を規定している。
なお、当該規定は、平成 23 年法律第 2 7 号による改正がされているが、当該
改正の前後を通じて、以上で述べたところに実質的な差異はない。

20 (16) 評価法 11 条 1 項は、事業者は、評価法 10 条 1 項の意見が述べられたとき
はこれを勘案するとともに、評価法 8 条 1 項の意見に配意して評価法 5 条 1 項
7 号に掲げる事項に検討を加え、評価法 2 条 2 項 1 号イからワまでに掲げる事
業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価
の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない旨を規定し
25 ている。なお、当該規定は、平成 23 年法律第 2 7 号による改正がされている
が、当該改正の前後を通じて、以上で述べたところに実質的な差異はない。

(17) 評価法 1 2 条 1 項は、事業者は、評価法 1 1 条 1 項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、評価法 2 条 2 項 1 号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない旨を規定している。

5 (18) 評価法 1 4 条 1 項は、事業者は、評価法 1 2 条 1 項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、評価法 2 条 2 項 1 号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成
10 しなければならないとした上で、①評価法 1 4 条 1 項 1 号において、「第 5 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項」を掲げ、②評価法 1 4 条 1 項 2 号において、「第 8 条第 1 項の意見の概要」を掲げ、③評価法 1 4 条 1 項 3 号において、「第 1 0 条第 1 項の都道府県知事の意見又は同条第 4 項の政令で定める市の長の意見及び同条第 5 項の都道府県知事の意見がある場合にはその意見」
15 を掲げ、④評価法 1 4 条 1 項 4 号において、「前 2 号の意見についての事業者の見解」を掲げ、⑤評価法 1 4 条 1 項 5 号において、「環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」を掲げ、⑥同項 6 号において、「第 1 1 条第 2 項の助言がある場合には、その内容」を掲げ、⑦評価法 1 4 条 1 項 7 号において、環境影響評価の結果に係る事項として、「調査の結果の概要並びに予測
20 及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）」（同号イ）、「環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）」（同号ロ）、「当該措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置」（同号ハ）、「対象事業に係る環境影響の総合的な評価」（同号ニ）を掲げ、⑧同項 8 号において、「環境影響評価の全部又は一部
25

を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」を掲げ、⑨同項 9 号において、「その他環境省令で定める事項」を掲げている。

5 (19) 評価法 1 5 条は、事業者は、準備書を作成したときは、評価法 6 条 1 項の主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「関係地域」という。）を管轄する都道府県知事（以下「関係都道府県知事」という。）及び関係地域を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（評価法 1 6 条において「要約書」という。）を送付しなければならない旨を規定している。

10 (20) 評価法 1 6 条は、事業者は、評価法 1 5 条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、準備書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、公告の日から起算して 1 月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない旨を規定している。

15 (21) 評価法 1 7 条 1 項は、事業者は、環境省令で定めるところにより、評価法 1 6 条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない旨を規定している。

20 (22) 評価法 1 8 条 1 項は、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、評価法 1 6 条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる旨を規定している。

25 (23) 評価法 1 9 条は、事業者は、評価法 1 8 条 1 項の期間を経過した後、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要

及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない旨を規定している。

(24) 評価法 20 条 1 項は、関係都道府県知事は、評価法 19 条の書類の送付を受けたときは、評価法 20 条 4 項に規定する場合を除き、政令で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする旨を規定している。

(25)ア 評価法 21 条 1 項は、事業者は、評価法 20 条 1 項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、評価法 18 条 1 項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるときは、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならないとした上で、①評価法 21 条 1 項 1 号において、評価法 5 条 1 項 2 号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当するものを除く。）については、同条から評価法 27 条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ることとする旨を規定し、②評価法 21 条 1 項 2 号において、評価法 5 条 1 項 1 号又は 14 条 1 項 2 号から 4 号まで、6 号若しくは 8 号に掲げる事項の修正（評価法 21 条 1 項 1 号に該当する場合を除く。）については、同条 2 項及び評価法 22 条から 27 条までの規定による環境影響評価その他の手続を行うこととする旨を規定し、③評価法 21 条 1 項 3 号において、同項 1 号又は 2 号に掲げるもの以外のものについては、評価法 11 条 1 項及び 12 条 1 項の主務省令で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこととする旨を規定している。

イ 評価法 21 条 2 項は、事業者は、同条 1 項 1 号に該当する場合を除き、同項 3 号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記

載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を、評価法2条2項1号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより作成しなければならないとした上で、①評価法21条2項1号において、「第14条第1項各号に掲げる事項」を掲げ、②評価法21条2項2号において、
5 「第18条第1項の意見の概要」を掲げ、③評価法21条2項3号において、「第20条第1項の関係都道府県知事の意見又は同条第4項の政令で定める市の長の意見及び同条第5項の関係都道府県知事の意見がある場合にはその意見」を掲げ、④評価法21条2項4号において、「前2号の意見についての事業者の見解」を掲げている。

10 (26)ア 評価法22条1項は、事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者にこれを送付しなければならないとした上で、同項1号において、評価法2条2項2号イに該当する対象事業（免許等に係るものに限る。）に係る評価書については、当該免許等を行う者とする旨を規定している。

15 イ 評価法22条2項は、同条1項各号に定める者が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、評価書の送付を受けた後、速やかに、当該各号に定める措置をとらなければならないとした上で、同条2項1号において、内閣総理大臣若しくは各省大臣又は委員会の長である国務大臣については、環境大臣に当該評価書の写しを送付して意見を求めることとする旨を規定している。

20 (27) 評価法23条は、環境大臣は、評価法22条2項各号の措置がとられたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、同項各号に掲げる者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる旨を規定している。

25 (28) 評価法24条は、評価法22条1項各号に定める者は、同項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることをし

た上で、この場合において、評価法 2 3 条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない旨を規定している。

(29)ア 評価法 2 5 条 1 項は、事業者は、評価法 2 4 条の意見が述べられたときはこれを勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならないとした上で、①同項 1 号において、評価法 5 条 1 項 2 号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当するものを除く。）については、同条から評価法 2 7 条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ることとする旨を規定し、②評価法 2 5 条 1 項 2 号において、評価法 5 条 1 項 1 号、1 4 条 1 項 2 号から 4 号まで、6 号若しくは 8 号又は 2 1 条 2 項 2 号から 4 号までに掲げる事項の修正（評価法 2 5 条 1 項 1 号に該当する場合を除く。）については、評価書について所要の補正をすることとする旨を規定し、③同項 3 号において、同項 1 号又は 2 号に掲げるもの以外のものについては、評価法 1 1 条 1 項及び 1 2 条 1 項の主務省令で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこととする旨を規定している。

イ 評価法 2 5 条 2 項は、事業者は、同条 1 項 3 号の規定による環境影響評価を行った場合には、当該環境影響評価及び評価書に係る環境影響評価の結果に基づき、評価法 2 条 2 項 1 号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより評価書の補正をしなければならない旨を規定している。

ウ 評価法 2 5 条 3 項は、事業者は、同条 1 項 1 号に該当する場合を除き、同項 2 号又は同条 2 項の規定による補正後の評価書の送付（補正を必要としないと認めるときは、その旨の通知）を、評価法 2 2 条 1 項各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者に対してしなければならない旨を規定し

ている。

(30) 評価法 27 条は、事業者は、評価法 25 条 3 項の規定による送付又は通知をしたときは、環境省令で定めるところにより、評価書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、公告の日から起算して 1 月間、評価書等を関係地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない旨を規定している。

(31) ア 評価法 32 条 1 項は、事業者は、評価法 27 条の規定による公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために評価法 14 条 1 項 5 号又は 7 号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に評価法 5 条から 27 条まで又は 11 条から 27 条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる旨を規定している。

イ 評価法 32 条 2 項は、事業者は、同条 1 項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するものとする旨を規定している。

(32) ア 評価法 33 条 1 項は、対象事業に係る免許等を行う者は、当該免許等の審査に際し、評価書の記載事項及び評価法 24 条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない旨を規定している（以下、当該審査を「環境配慮審査」という。）。

イ 評価法 33 条 2 項は、同条 1 項の場合においては、次の各号に掲げる当該免許等の区分に応じ、当該各号に定めるところによることとした上で、同条 2 項 3 号において、免許等を行い又は行わない基準を法律の規定で定めていない免許等については、当該免許等を行う者は、対象事業の実施による利益に関する審査と同条 1 項の規定による環境配慮審査の結果を併せて判断するもの

とし、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする旨を規定している。

ウ 評価法 33 条 3 項は、対象事業に係る免許等であって対象事業の実施において環境の保全についての適正な配慮がなされるものでなければ当該免許等を行わないものとする旨の法律の規定があるものを行う者は、評価書の記載事項及び評価法 24 条の書面に基づいて、当該法律の規定による環境の保全に関する審査を行うものとする旨を規定している。

7 鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（以下「鉄道事業評価省令」という。）

(1)ア 鉄道事業評価省令（乙 4 2） 3 条 1 項は、第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、第一種鉄道建設等事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、位置等に関する複数案を適切に設定するものとし、これを設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする旨を規定している。なお、同項及び同条 2 項における位置等に関する複数案の設定に関する規定は、平成 25 年国土交通省令第 28 号による改正で追加されたものである。

イ 鉄道事業評価省令 3 条 2 項は、第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、同条 1 項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、第一種鉄道建設等事業に代わる事業の実施により同等の運送サービスの提供が行われる場合その他第一種鉄道建設等事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする旨を規定している。

(2) 鉄道事業評価省令 5 条 4 項は、第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者は、同条 1 項の規定による選定に当たっては、鉄道事業評価省令 4 条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家

等の助言を受けて選定するものとする旨を規定している。なお、鉄道事業評価省令5条における計画段階配慮事項の選定に関する規定は、平成25年国土交通省令第28号による改正で追加されたものである。

5 (3)ア 鉄道事業評価省令17条1項（なお、当該規定は、平成25年国土交通省
令第28号による改正前の鉄道事業評価省令2条1項の規定に相当するもの
である。以下同じ。）は、対象鉄道建設等事業に係る事業者は、対象鉄道建
設等事業に係る方法書に評価法5条1項2号に規定する対象事業の内容を記
載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならないとした上で、
10 ①鉄道事業評価省令17条1項1号において、「対象鉄道建設等事業の種類」
を掲げ、②同項2号において、「対象鉄道建設等事業が実施されるべき区域
（以下「対象鉄道建設等事業実施区域」という。）の位置」を掲げ、③同項
3号において、「対象鉄道建設等事業の規模」を掲げ、同項4号において、
「対象鉄道建設等事業に係る単線、複線等の別及び動力」を掲げ、④同項5
号において、「対象鉄道建設等事業に係る鉄道施設の設計の基礎となる列車
15 の最高速度」を掲げ、⑤同項6号において、「前各号に掲げるもののほか、
対象鉄道建設等事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るも
のに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの」
を掲げている。

20 イ 鉄道事業評価省令17条4項（なお、当該規定は、平成25年国土交通省
令第28号による改正前の鉄道事業評価省令2条4項の規定に相当するもの
である。以下同じ。）は、事業者は、対象鉄道建設等事業に係る方法書に評
価法5条1項7号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価
の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにしなけれ
ばならないとした上で、この場合において、当該環境影響評価の項目並びに
25 調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けた場合
には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにしなけ

ればならない旨を規定している。

5 (4)ア 鉄道事業評価省令 21 条 1 項（なお、当該規定は、平成 25 年国土交通省
令第 28 号による改正前の鉄道事業評価省令 6 条 1 項の規定に相当するもの
である。以下同じ。）は、事業者は、対象鉄道建設等事業に係る環境影響評
価の項目を選定するに当たっては、鉄道事業評価省令別表第 1 に掲げる一般
10 的な事業の内容によって行われる対象鉄道建設等事業に伴う影響要因につ
いて同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目
（以下「参考項目」という。）を勘案して選定しなければならない旨を規定
している。なお、同表の内容（平成 25 年国土交通省令第 28 号による改正
10 前のもの）は、別紙 4 の 1 のとおりである。

イ 鉄道事業評価省令 21 条 3 項（なお、当該規定は、平成 25 年国土交通省
令第 28 号による改正前の鉄道事業評価省令 6 条 3 項の規定に相当するもの
である。以下同じ。）は、事業者は、同条 1 項本文の規定による選定に当た
15 っては、対象鉄道建設等事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受
けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的
に検討しなければならない旨を規定している。また、同条 3 項は、この場合
において、事業者は、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排
出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適
切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとするとして、
20 ①同項 1 号において、「対象鉄道建設等事業に係る工事の実施」を掲げ、②
同項 2 号において、「対象鉄道建設等事業に係る工事が完了した後の土地又
は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される
事業活動その他の人の活動であって対象鉄道建設等事業の目的に含まれるも
の」（以下「土地又は工作物の存在及び供用」という。）を掲げ、③同項 3
25 号において、「対象鉄道建設等事業の目的として設置される工作物の撤去又
は廃棄が予定されている場合にあつては、当該撤去又は廃棄」を掲げている。

ウ 鉄道事業評価省令 21 条 4 項（なお、当該規定は、同項 5 号を除き、平成 25 年国土交通省令第 28 号による改正前の鉄道事業評価省令 6 条 4 項の規定に相当するものである。以下同じ。）は、同条 3 項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとするとした上で、①同条 4 項 1 号において、環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素として、大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭その他の大気環境に係る環境要素（同号イ）、水質、水底の底質、地下水の水質及び水位その他の水環境に係る環境要素（同号ロ）、地形及び地質、地盤、土壌その他の環境要素（同号ハ）を掲げ、②同項 2 号において、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素として、動物（同号イ）、植物（同号ロ）及び生態系（同号ハ）を掲げ、③同項 3 号において、人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素として、景観（同号イ）及び人と自然との触れ合いの活動の場（同号ロ）を掲げ、④同項 4 号において、環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素として、廃棄物等（同号イ）及び温室効果ガス等（同号ロ）を掲げ、⑤同項 5 号において、一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素として、放射線の量（同号イ）を掲げている。なお、同号の規定は、平成 27 年国土交通省令第 43 号による改正で追加されたものである。また、これと同一日（同年 6 月 1 日）に施行された平成 25 年法律第 60 号による改正前の評価法 52 条 1 項は、この法律の規定は、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染については、適用しない旨を規定していたところ、平成 25 年法律第 60 号附則 2 条は、当該改正後の評価法の規定は、その施行日以後に当該改正後の評価法 27 条の規定による公告等が行われる事業について適用

し、その他の事業に係る環境影響評価その他の手続については、なお従前の例による旨を規定している。

エ 鉄道事業評価省令 21 条 5 項は、鉄道事業評価省令 5 条 4 項から 6 項までの規定は、鉄道事業評価省令 21 条 1 項本文の規定による選定について準用する旨を規定している。

- 5
- (5) 鉄道事業評価省令 22 条 1 項（なお、当該規定は、同項 7 号を除き、平成 25 年国土交通省令第 28 号による改正前の鉄道事業評価省令 7 条 1 項の規定に相当するものである。以下同じ。）は、対象鉄道建設等事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに鉄道事業評価省令 23 条から 27 条までに定めるところにより選定するものとするとした上で、①同項 1 号において、「前条第 4 項第 1 号に掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること」
- 10
- を掲げ、②鉄道事業評価省令 22 条 1 項 2 号において、「前条第 4 項第 2 号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定項目については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること」を掲げ、③鉄道事業評価省令 22 条 1 項 3 号において、「前条第 4 項第 2 号ハに掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（中略）、典型性（中略）及び特殊性（中略）の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影
- 15
- 20
- 25

響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること」を掲げ、④鉄道事業評価省令 22 条 1 項 4 号において、「前条第 4 項第 3 号イに掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること」を掲げ、⑤

5 鉄道事業評価省令 22 条 1 項 5 号において、「前条第 4 項第 3 号ロに掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場及びその利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること」を掲げ、⑥

10 鉄道事業評価省令 22 条 1 項 6 号において、「前条第 4 項第 4 号に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等に関してはその発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはその発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること」を掲げ、⑦

15 鉄道事業評価省令 22 条 1 項 7 号において、「前条第 4 項第 5 号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること」を掲げている。なお、同号の規定は、平成 27 年国土交通省令第 43 号による改正で追加されたものである。

(6) 鉄道事業評価省令 23 条 1 項（なお、当該規定は、平成 25 年国土交通省令第 28 号による改正前の鉄道事業評価省令 8 条 1 項の規定に相当するものである。以下同じ。）は、事業者は、対象鉄道建設等事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法（参考項目に係るものに限る。）を選定するに当たっては、

20 各参考項目ごとに鉄道事業評価省令別表第 2 に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下「参考手法」という。）を勘案して選定しなければならない旨を規定している。なお、同表の内容（平成 25 年国土交通省令第 28 号による改正前のもの）は、別紙 4 の 2 のとおりである。

25 (7) 鉄道事業評価省令 24 条 1 項（なお、当該規定は、平成 25 年国土交通省令第 28 号による改正前の鉄道事業評価省令 9 条 1 項の規定に相当するものであ

る。以下同じ。)は、事業者は、対象鉄道建設等事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、鉄道事業評価省令23条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、並びに地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならないとした上で、①同項1号において、「調査すべき情報」については、

「選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、土壌その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用その他の社会的状況に関する情報」とする旨を規定し、②同項2号において、「調査の基本的な手法」については、「国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法」とする旨を規定し、③同項3号において、

「調査の対象とする地域（以下「調査地域」という。）」については、「対象鉄道建設等事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域」とする旨を規定し、④同項4号において、「調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（以下「調査地点」という。）」については、

「調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点」とする旨を規定し、⑤同項5号において、「調査に係る期間、時期又は時間帯（以下「調査期間等」という。）」については、「調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯」とする旨を規定している。

(8) 鉄道事業評価省令 25 条 1 項（なお、当該規定は、平成 25 年国土交通省令第 28 号による改正前の鉄道事業評価省令 10 条 1 項の規定に相当するものである。以下同じ。）は、事業者は、対象鉄道建設等事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、鉄道事業評価省令 23 条に定めるところ

5 によるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならないとした上で、①同項 1 号において、「予測の基本的な手法」については、「環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、

10 模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法」とする旨を規定し、②同項 2 号において、「予測の対象とする地域」（以下「予測地域」という。）については、「調査地域のうちから適切に選定された地域」とする旨を規定し、③同項 3 号において、「予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当

15 該地点」（以下「予測地点」という。）については、「選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点」とする旨を規定し、④同項 4 号において、「予測の対象とする時期、期間又は時間帯」（以下「予測対象時期等」とい

20 う。）については、「供用開始後定常状態になる時期及び環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯」とする旨を規定している。

(9) 鉄道事業評価省令 26 条（なお、当該規定は、平成 25 年国土交通省令第 28 号による改正前の鉄道事業評価省令 11 条 1 項の規定に相当するものである。以下同じ。）は、事業者は、対象鉄道建設等事業に係る環境影響評価の評価の

25

手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならないとした上で、①同条1号において、「調査及び予測の結果並びに第29条第1項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象鉄道建設等事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に
5 応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること」を掲げ、②鉄道事業評価省令26条2号において、「前号に掲げる手法は、評価の根拠及び評価に関する検討の経緯を明らかにできるようにするものであること」を掲げ、③同条3号において、「国
10 又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること」を掲げ、④同条4号において、「前号に掲げる手法は、次に掲げるものであること」として、同条4号イで「当該基準又は目標に照らす
15 こととする考え方を明らかにできるようにするもの」を掲げ、同号ロで「工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討するもの」
20 を掲げ、⑤同条5号において、「事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること」
を掲げている。

- (10)ア 鉄道事業評価省令29条1項（なお、当該規定は、平成25年国土交通省令第28号による改正前の鉄道事業評価省令14条1項の規定に相当するものである。以下同じ。）は、事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、
25 事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避

し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境保全措置を検討しなければならない旨を規定している。

5

イ 鉄道事業評価省令 29 条 2 項（なお、当該規定は、平成 25 年国土交通省令第 28 号による改正前の鉄道事業評価省令 14 条 2 項の規定に相当するものである。以下同じ。）は、事業者は、同条 1 項の規定による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討しなければならない旨を規定している。

10

(11)ア 鉄道事業評価省令 32 条 1 項（なお、当該規定は、平成 25 年国土交通省令第 28 号による改正前の鉄道事業評価省令 17 条 1 項の規定に相当するものである。以下同じ。）は、事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象鉄道建設等事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査（以下「事後調査」という。）を行わなければならないとした上で、①同項 1 号において、「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合」を掲げ、②同項 2 号において、「効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合」を掲げ、③同項 3 号において、「工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる場合」、④同項 4 号において、「代償措置について、効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を勘案して事後調査が必要であると認められる場合」を掲げている。

15

20

25

イ 鉄道事業評価省令 32 条 2 項（なお、当該規定は、平成 25 年国土交通省

令第28号による改正前の鉄道事業評価省令17条2項の規定に相当するものである。以下同じ。)は、事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならないとした上で、①同項1号において、「事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること」を掲げ、②同項2号において、「事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること」を掲げ、③同項3号において、「事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること」を掲げている。

(12) 鉄道事業評価省令33条1項(なお、当該規定は、平成25年国土交通省令第28号による改正前の鉄道事業評価省令18条1項の規定に相当するものである。以下同じ。)は、事業者は、評価法14条1項の規定により対象鉄道建設等事業に係る準備書に評価法5条1項2号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならないとした上で、①鉄道事業評価省令33条1項1号において、「第17条第1項第1号から第5号までに掲げる事項」を掲げ、②鉄道事業評価省令33条1項2号において、「対象鉄道建設等事業の工事計画の概要」を掲げ、③同項3号において、「対象鉄道建設等事業に係る鉄道において運行される列車の本数」を掲げ、④同項4号において、「対象鉄道建設等事業に係る盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別」を掲げ、⑤同項5号において、「対象鉄道建設等事業に係る車庫及び車両検査修繕施設の区域の面積」を掲げ、⑥同項6号において、「前各号までに掲げるもののほか、対象鉄道建設等事業の内容に関する事項(既に決定されている内容に係るものに限る。)であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの」を掲げている。

(13) 鉄道事業評価省令34条1項(なお、当該規定は、平成25年国土交通省令

第28号による改正前の鉄道事業評価省令19条1項の規定に相当するものである。以下同じ。)は、鉄道事業評価省令33条の規定は、評価法21条2項の規定により事業者が対象鉄道建設等事業に係る評価書を作成する場合について準用する旨を規定している。

5 8 国土交通省設置法及び運輸審議会一般規則

国土交通省設置法23条は、運輸審議会は、同法15条1項に規定する事項及び同条2項の規定により付議された事項については、必要があると認めるときは、公聴会を開くことができ、又は国交大臣の指示若しくは運輸審議会の定める利害関係人の請求があったときは、公聴会を開かなければならない旨を規定している。

10 これを受けて、運輸審議会一般規則5条は、国土交通省設置法23条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次の各号のいずれかに該当する者をいうとした上で、同条6号において、「前各号に掲げる者のほか、利用者その他の者のうち運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者」を掲げている。

15 9 道路法

(1) 道路法3条は、道路の種類は、次の各号に掲げるものとするとした上で、①同条1号において、「高速自動車国道」を掲げ、②同条2号において、「一般国道」を掲げ、③同条3号において、「都道府県道」を掲げ、④同条4号において、「市町村道」を掲げている。

20 (2) 道路法5条1項は、同法3条2号所定の「一般国道」とは、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう旨を規定している。

25 (3) 道路法7条1項は、同法3条3号所定の「都道府県道」とは、地方的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう旨を規定している。

10 行政事件訴訟法

(1)ア 行政事件訴訟法9条1項は、処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる旨を規定している。

イ 行政事件訴訟法9条2項は、裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について同条1項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとするとして、この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする旨を規定している。

(2) 行政事件訴訟法10条1項は、取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない旨を規定している。